

毎日新聞

昭和十一年五月十一日

降りしきる雨を冒して夕方まで 木津川運河終點に 藤永田の罷業職工集合

給料は代人が受取ることもなる

大阪西區常盤町住友電線製造所
の職工が會計制の回答を不承認として再び嘆願書を提出して再考を促す事にした事は前報の如くであるが承して十五日午前十時同会
同一内容の嘆願書を第二次發行委員六名の名義提出したので會計制
では西條常務取締役其他が實行委
員を會見し會計としては十四日交
附した回答以上進歩の餘地がない
事を書り向貴社の營業狀態其他に
就て詳細に説明し委員の諒解を求
めたが委員等は兎も角も明日午前
十時までに此方の回答を望む旨を
述べて退出した右につき川上副支
配人並に佐伯人事課長は語る
職工の要求は尙人が多しから食へ
ないと言ふのですけれど會計の調
査によれば日用費増の最高を示
した昨年二、三月頃より約五割下方
落している現在も職工平均收入に
は變りがないのに今日突然激怒が
噴き出すのは會計の行かぬ
事と、更なるに職工の要求は餘
りに無理過ぎると思ひますが會計
が再展の嘆願に對して回答するか
せぬが目下の所言明出来ません
尙職工は本當通り静かに就業して
ゐる

西尾主事松岡 理事に面會

滝城中の友愛會委員長文治・國
助高山義三の兩氏は十五日午前十
時朝日橋署に出席、同署に到着
伊の西尾友愛會主事、松岡本部長
専及西、藤岡の四氏に面會を求
めたため同署では警備部長、近藤
高等主任立會の下に議室で面會
を許した、二氏は會談約一時間に
して其意を引上げたが鈴木氏は
會談の内容に就て
副警備部長松岡君から本部の會計事務
の引續を要するものが面會の五日
前であつたが度には藤水田の爭議に
就ても私が來後以來藤水田部長
其他の有力者を會見して解決の努
力をした、ある程度に對して會計制
の實現に對しても會計制に對して
この質問が最近いつあるか
多分聞く所だと解決する、どう
も聞てみせしつた、また、
言つたら、所謂會計制の件に
つきまぢる意見を引續して、ある
場合には、説明を避けて語らな
がた

再び嘆願書を 會計制提出

住友電線製造 所の職工から

大阪西區常盤町住友電線製造所
の職工が會計制の回答を不承認として
再び嘆願書を提出して再考を促
す事にした事は前報の如くである
が承して十五日午前十時同会
同一内容の嘆願書を第二次發行委
員六名の名義提出したので會計制
では西條常務取締役其他が實行委
員を會見し會計としては十四日交
附した回答以上進歩の餘地がない
事を書り向貴社の營業狀態其他に
就て詳細に説明し委員の諒解を求
めたが委員等は兎も角も明日午前
十時までに此方の回答を望む旨を
述べて退出した右につき川上副支
配人並に佐伯人事課長は語る
職工の要求は尙人が多しから食へ
ないと言ふのですけれど會計の調
査によれば日用費増の最高を示
した昨年二、三月頃より約五割下方
落している現在も職工平均收入に
は變りがないのに今日突然激怒が
噴き出すのは會計の行かぬ
事と、更なるに職工の要求は餘
りに無理過ぎると思ひますが會計
が再展の嘆願に對して回答するか
せぬが目下の所言明出来ません
尙職工は本當通り静かに就業して
ゐる

毎日新聞

昭和十一年五月十一日

住友製鋼所職工も 本日敷願書提出せん

棒さの三角同盟の一

- 一、國策を順守
 - 二、所屬事業として在職一年未満の者は百二十日分の給料を交納する事、一年以上五年未満の者には二箇月を、五年以上の者は無期滿に二箇月を、六日分の割合を以て加算する事、五年以上の外は無期滿に三箇月を、十日、四箇月には三十日を交納する事(但し無期滿者もこれに準ず)
 - 三、自己退職の場合右の半額を交納する事
 - 四、日給金一圓三十日以下の者には年十五錢を、一圓三十日以上の者には年二十錢を超過させる事
 - 五、今回の事件に對し犠牲者を出さざる事
 - 六、希望事項として交納は全額し不承認の場合は五割減額の特典
 - 七、職場に於つたのは十五日午後四時
- 製鋼所山下理事が三角同盟の事を
岡田し事を詳細に説明、十五日
午後三時製鋼所職工一同を同會
に招き、説明して、組織に出んさ
し、職場を閉鎖したる職工の中内職
は、案如かつて退却したる、労働
なり給料より二名宛の交渉委員さ
四十名の執行委員を推し此の案に
出たのである。